

- るものとし、治療に要した診療費のうち、被験者の自己負担となる費用は乙が負担する。
- 2 本受託研究に起因して被験者に健康被害が発生し、被験者又は被験者以外の者との間に紛争が生じ又は生じるおそれがあるときは、直ちに甲乙及び丙は協議し、協力してその解決に当たるものとする。
 - 3 本受託研究に起因する健康被害であって、賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、甲が支払った賠償金及び解決に要した費用は、全額乙がこれを負担する。
 - 4 本受託研究に起因して被験者に健康被害が発生し、補償責任が発生した場合には、その補償責任は乙が負担する。
 - 5 被験者の健康被害に対する賠償責任・補償責任の履行措置として、乙は保険その他の必要な措置を講じておくものとする。
 - 6 その他本受託研究の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ賠償責任が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

(治験薬の管理等)

- 第14条 甲は、丙を通じて乙より受領した治験薬を本受託研究以外には使用しないものとする。
- 2 甲の指名する治験薬管理者は、乙より提供された手順書又は文書に従って、治験薬を適切に管理するものとする。
(モニタリング等への協力、電子カルテの閲覧及び被験者の秘密の保全)
- 第15条 甲は、乙及び丙が行うモニタリング及び監査並びに治験審査委員会及び国内外の監督官庁の調査に協力し、その求めに応じ治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。
- 2 乙及び丙は、電子カルテ画面閲覧によるモニタリング及び監査を実施するときは、甲の定める標準業務手順書の「モニタリング及び監査の受入に関する手順」に基づくものとし、実施にあたっては甲の定める「電子カルテシステム画面の直接閲覧遵守事項」を遵守するものとする。
 - 3 乙及び丙は、モニタリング及び監査等において得た、被験者の秘密を第三者に漏洩してはならないものとする。また、乙及び丙は、その役員若しくは職員及びこれらの地位にあった者に対し、その義務を課すものとする。

(症例報告書の提出)

- 第16条 甲は、本受託研究を実施した結果につき、治験実施計画書に従って、正確かつ完全な症例報告書を作成し、丙を通じて乙に提出する。

(記録等の保存)

- 第17条 甲及び乙は、本受託研究に関する記録等については、保存責任者を定め保存するものとする。
- 2 甲における保存期間は、当該医薬品の製造販売承認日（開発の中止もしくは製造販売申請に当該治験資料を添付しない旨の通知を受けた場合には、通知を受けた日から3年が経過した日）又は、受託研究の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうち、いずれか遅い日までとする。
 - 3 乙は、当該医薬品の製造販売承認取得又は開発中止の場合には、甲に速やかに通知するものとする。

(機密保持及び結果の公表等)

- 第18条 甲は、本受託研究に関して乙から開示された資料その他の情報及び研究の結果から得られた情報については、乙の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲は、本受託研究により得られた情報を専門の学会等外部に発表する場合には、事前に文書により乙の承諾を得るものとする。
 - 3 乙は、本受託研究により得られた情報を被験薬に係る医薬品製造販売承認申請等の目的で自由に使用することができる。また、乙は、当該情報を製品情報概要として使用することができるものとする。

(受託研究の終了)

- 第19条 甲は、受託研究が終了したときは、その結果を乙に通知するものとする。

(本契約に係る紛争等)

- 第20条 本契約に関する訴えの管轄は、民事訴訟法第11条に基づき、京都大学所在地を管轄区域とする京都地方裁判所とする。

(契約の有効期間)

- 第21条 本契約の有効期間は、第1条第5号に定める期間とする。
- 2 本契約の失効後も、第13条、第15条第3項、第17条及び第18条の規定は、対象事項が全て消滅するまで有効に存続するものとする。

(その他)

- 第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 京都市左京区吉田本町
国立大学法人京都大学
学長 山極壽一
代理人
医学部附属病院事務部長 佐々木 順三

乙 (住所) ○○○○
(社名) ○○○○
(代表者) ○○○○

丙 (住所) ○○○○
(社名) ○○○○
(代表者) ○○○○